

早稲田大学 内田和成ゼミ Save Japan Project(WSJP) 規約

制定： 2011年07月4日

改正：

最終改正： 2011年07月4日

第1章 総則

(名称)

第1条 本プロジェクトは、早稲田大学 内田和成ゼミ Save Japan Project と称する。

(目的)

第2条 本プロジェクトは、会員を中心とし、また、会員の様々なネットワークを通じ、東日本大震災の被災地への復興の一助となる活動を行うことを目的とする。

(実施事項)

第3条 本プロジェクトの実施事項は、前条の目的達成に鑑み、運営会議にて決定する。

第2章 会員

(会員)

第4条 本プロジェクトは以下の者を会員とすることができる。

2. 早稲田大学大学院商学研究科専門職学位課程ビジネス専攻、内田和成研究室を修了した者
3. 早稲田大学大学商学部、内田和成研究室を修了した者
4. 早稲田大学大学院商学研究科専門職学位課程ビジネス専攻、内田和成研究室に在籍中の者
5. 早稲田大学大学商学部、内田和成研究室に在籍中の者
6. 早稲田大学の教職員
7. 会員が推薦し、運営会議において適当と認められた者

(会員の入退会)

第5条 会員の入退会は、運営会議に届けられた時点を以て成立するものとする。また、第4条第(6)号に定められた者に対する入会は、運営会議が承認した時点を以て成立するものとする。

第3章 役員

(役員)

第6条 本プロジェクトに、以下の役員を置く。

1. 会長
2. 理事
3. 事務局長
4. 会計
5. 監査
6. プロジェクト総監

(役員を選任)

第7条 役員は、総会の決議（第11条に定める総会の決議をいう。以下、本章において同じ。）を以て選任する。

2. 役員は、会員の中から選任されるものとする。
3. それぞれの役員は、相互にこれを兼ねることはできない。
4. 会長が欠けた場合は、事務局長及び理事が共同で会長代行の任に当たる。但し、事務局長及び理事の互選により会長代行を選任することを妨げない。
5. 前項において、会長代行は会長が選任されるまでの間、その任に当たる。
6. 役員は、いつでも、総会の決議を以て解任することができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は原則1年とする。

(役員解任)

第9条 役員は、いつでも、総会の決議を以て解任することができる。

第4章 会議

(会議および召集)

第10条 本プロジェクトが設置する会議は、総会、運営会議の2つとする。

総会および運営会議の招集は、すべて会長がこれを行う。

(総会)

第11条 総会は、本プロジェクトの最高意思決定機関であり、会員を以て構成される。総会の決議には、出席する正会員総数の過半数の賛成を要する。

総会は、原則として年1回以上開催することを要する。

総会において、以下の者は、事前に運営会議における承認を経た上で、総会への議案提出を行うことができる。

役員

会員

(運営会議)

第 12 条 運営会議は、本プロジェクトの中枢機関であり、本プロジェクト会務の重要事項の協議決定ならびにその執行を行う。

運営会議は、第 7 条に定める役員を以て構成される。

第 5 章 会計

(会計年度)

第 13 条 本プロジェクトの会計年度は、毎年 4 月 1 日より当年 3 月 31 日に至る 1 年間とする。

(会計の管理)

第 14 条 本プロジェクトの会計は、運営会議がこれを管理し、第 7 条に定める会計担当がこれを専任として担当するものとする。

(会計報告ならびに承認)

第 15 条 本プロジェクトの会計は、毎会計年度後に開かれる最初の総会において、その承認を得なければならない。前項に定める会計担当は、当該総会において会計報告をしなければならない。

第 6 章 規約改正

(改正手続き)

第 16 条 本プロジェクト規約の改正は、総会において出席する正会員総数の過半数の賛成を要する。

第 7 章 付則

(細則)

第 17 条 本プロジェクト会務に必要な細則は、前記運営会議にて別に定めることができる。

(付則)

第 18 条 本規約は、平成 23 年 7 月 4 日から施行する。但し、第 9 条の規定により選任された役員の任期は、選任された日から起算した改正後の任期を適用する。